

やってみよう！

クリーンな環境づくり

私たちの町には、クリーンな環境を保つため、支障となるものを減らすとともに、健康で快適な生活を確保し、豊かな自然を子どもたちに引き継ぐためのきまりがあります。

「ごみの減量」、この取り組みは、処理するために使用する燃料を減少させることができ、また消費エネルギーの抑制にもなります。「リサイクルの促進」、この取り組みは、森林などの貴重な地球資源が保護され、地球温暖化防止にもつながります。買入物をするときは、マイバックを持参する。資源ごみは、きちんと分別して出すなど、小さいこと積み重ねが大切です。皆さんでより一層クリーンで快適な町を築いていきましょう。



- ごみの投げ捨てやペットのフンを放置しない。
- 猫犬の飼い主は責任をもって飼育や管理に務める。
- 野外でごみは焼かない。
- ごみ収集日以外のごみ出しはしない。
- ごみの分別収集及びごみの資源化に協力するよう努めなければならない。

「せたな町クリーンな環境づくりに関する条例」平成18年4月1日制定



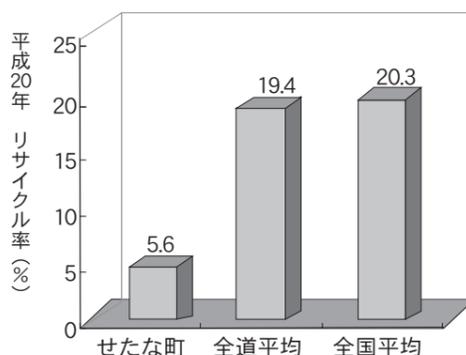
「寿町子どもを守る会」資源ごみ回収作業の様子

■せたなのリサイクル

町のリサイクルの現状は、排出されるごみ全体の5.6%にとどまり、全道19.4%、全国20.3%に比べてリサイクル率が低い状況となっています。

しかし、北部松山衛生センター組合リサイクルセンター施設によると、排出される資源ごみはきちんと洗浄され、リサイクルをする際に不用品が外されており、非常にきれいで選別しやすいものが多いとのこと。

また、役場や各区保育所などで廃食用油回収も実施しています。平成23年度の実績は1783リットル回収しており、回収した廃食用油は燃料・飼料・塗料などの原料として再利用されています。クリーンなまちづくりのため、皆さんの更なるご協力をお願いします。



■資源ごみ回収助成制度

町では、ごみの減量及び資源ごみの有効活用を図るため、資源ごみの回収を行った団体に対し、補助金を交付しています。

平成23年度は、町内会や子供会・学校など37団体が登録しており、新聞や雑誌・アルミ缶など16万6926kgの資源ごみを回収し、ごみの減量・リサイクルの促進に役立っています。

補助金額／基本額として5千円＋回収重量1kg当たり3円。事前に登録手続きが必要となりますので詳しくは、担当にお問い合わせください。

団体名	補助金額
本庁 町民児童課環境衛生係	84,511
大成総合支所	511
地域町民課環境衛生係	4,551
瀬棚総合支所	551
地域町民課環境衛生係	87,331

左の写真は、資源ごみ回収に熱心に取り組んでいる、寿町子どもを守る会（代表 西川達也）の子どもたちです。

■分別は8種類

町のごみは、大きく分けると「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」の3つに分かれています。

さらに「資源ごみ」は6つに分かれて、全体では「8種類」にわかれています。「8種類」と聞いただけで、「こういうごみって、どうしたらいいんだろう？」と先に不安な気持ちが先行しませんか？

■意外と簡単！

資源ごみ分別「入門！」の留意点を、いくつか紹介します。

■生ごみの中で、資源ごみになるものってあるの？
○すべての生ごみが資源ごみにはなりません。生ごみは燃えるごみに出しましょう。

■ペットボトルとキャップって分けますよね？
○キャップは必ず取ってください。プラスチック製の

のキャップは「その他のプラスチック類」へ入れてください。ペットボトルのラベルはとる必要はありません。

■市販の袋にごみ処理券を貼って出してもいいの？
○「出せません。」資源ごみは、指定した袋でしか出せません。紙パック・ダンボールはごみ処理券を貼ります。

■資源ごみの袋って有料ですよね？
○資源ごみは、再選別し、リサイクル協会に引き渡します。この時再資源化にかかる費用の一部を負担しなければなりません。ご理解ください。

分別の種類

燃えるごみ 緑

台所の生ごみ、紙くず、衣類、紙おむつなど

燃えないごみ 黄

ガラス製品やプラスチック製品、金属製品など

資源ごみ

赤

カン類
スチール缶やアルミ缶など

その他の紙類 橙

紙製の外箱や袋・包装紙など

飲料用紙パック
牛乳パックやジュースのパックなど

青

ビン類とペットボトル
ガラス瓶、ペットボトルなど

白

その他のプラスチック類
プラスチック製の袋や容器、発砲スチロールなど

ダンボール

資源ごみには、分けるマークや印字がされているため、意外と簡単に分別できます。ごみに囲まれて毎日の生活

■ごみゼロの日

毎年5月30日は「ごみゼロの日」です。みなさんご存知でしたか？

せたな町では地球温暖化防止のため、ごみの減量や焼却処理で排出される二酸化炭素削減に取り組んでいます。日頃各家庭から出されるごみを分別し、ごみの量を減らす努力をすることで、地球温暖化防止につながっています。この「ごみゼロの日」をきっかけとして、もう一度ごみの分別を見直してみませんか。

■野焼きはキケンです

家庭や事業所から排出される廃棄物を、簡易焼却炉やドラム缶等で焼却すること「野焼き」は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。野焼き行為は、煙・悪臭等により近隣住民に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康や生活環境汚染等が起因されることから、絶対に行わないで下さい。



寿町子どもを守る会では、年2回の回収作業を行っています。子どもたちはみんなで資源ごみ回収に取り組むことを「楽しい」として「当たり前」と感じているそうです。地域の方も年々集める子どもたちにも協力してくれるようになり、地域のつながりも強くなったとのことでした。